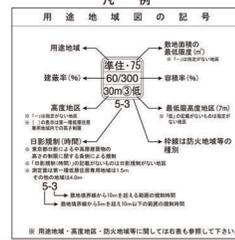
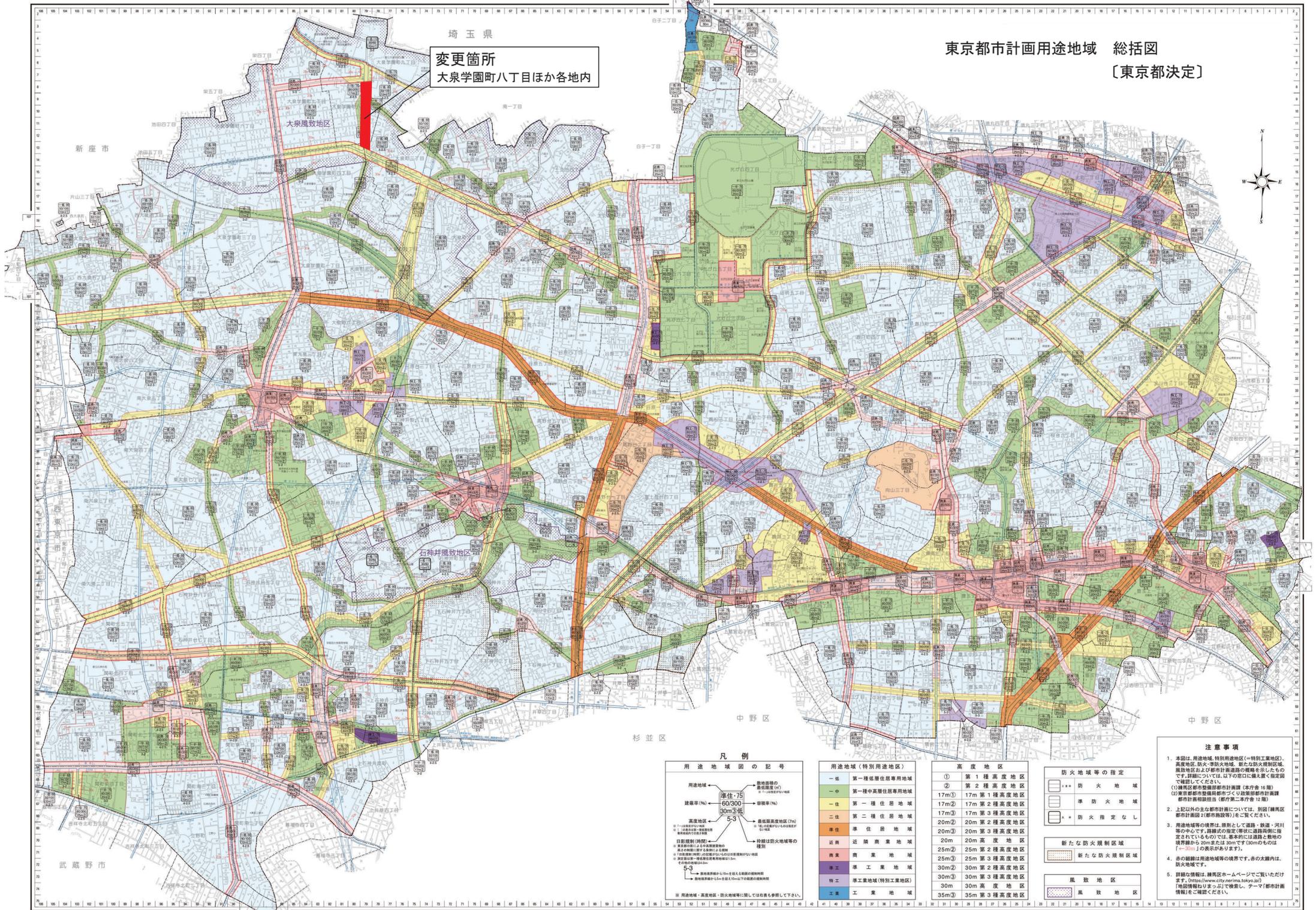


埼玉県  
変更箇所  
大泉学園町八丁目ほか各地内

東京都都市計画用途地域 総括図  
〔東京都決定〕



用途地域(特別用途地区)	高度地区
一低 第一種低層住居専用地域	① 第1種高度地区
一中 第一種中高層住居専用地域	② 第2種高度地区
一住 第一種住居地域	17m① 17m 第1種高度地区
二住 第二種住居地域	17m② 17m 第2種高度地区
準住 準住居地域	17m③ 17m 第3種高度地区
近商 近隣商業地域	20m② 20m 第2種高度地区
商業 商業地域	20m③ 20m 第3種高度地区
特工 準工業地域(特別工業地区)	20m 20m 高度地区
工業 工業地域	25m② 25m 第2種高度地区
	25m③ 25m 第3種高度地区
	30m② 30m 第2種高度地区
	30m③ 30m 第3種高度地区
	30m 30m 高度地区
	35m③ 35m 第3種高度地区

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の境界を示したものです。詳細については、以下の窓口にお集まりください。
    - (1) 練馬区都市計画課都市計画課 (本庁舎16階)
    - (2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画部(練馬区) (都庁第二庁舎12階)
  - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。線形式の指定(線状に道路高欄に指定されているもの)では、基本的に道路高欄の境界線から30mまたは30mです(30mのものには「30m」の表示があります)。
  - 他の図は用途地域等の境界です。赤の矢印内は、「用途地域および防火地域」で検索し、「テーマ(都市計画情報)」をご覧ください。